1610 再輸出免税貨物の手続

「再輸出免税」とは、我が国の加工貿易の振興、文化学術水準の向上等の 観点、また、国内産業に影響を与えないものや国内で消費されない貨物の輸 入について、輸入の許可の日から原則として1年以内に再び輸出される場合 に関税が免除される制度です。

1. 対象貨物

次に掲げる貨物で輸入され、その輸入の許可の日から1年以内に輸出されるものについては、その関税が免除されます。

- ①加工される貨物又は加工材料となる貨物
- ②輸入貨物の容器
- ③輸出貨物の容器
- ④修繕される貨物
- ⑤学術研究用品
- ⑥試験品
- (7)輸出入貨物の試験機器
- ⑧注文の取集め又は製作のための見本等
- ⑨国際的な運動競技会及び国際会議等の使用物品
- ⑩巡回興行用物品及び映画撮影機械等
- ⑪博覧会、展覧会、共進会、品評会等への出品物品
- ②一時入国者が携帯又は別送して輸入する自動車等
- (3)条約の規定により免税される再輸出貨物

2. 手続

この免税を適用する場合の手続きは次のとおりとなります。

(1) 輸入時の手続

輸入申告の際に、「再輸出貨物減免税明細書」(税関様式T第1340号) 2通に、品名、数量、輸入の目的、輸出の予定時期、輸出の予定地等の 必要事項を記入して税関に提出してください。

※必要に応じて担保の提供を求める場合があります。

(2)輸出時の手続

輸出申告の際に、上記1. で交付された輸入許可書及び輸入の目的が加工のためであれば「再輸出免税貨物加工証明書」(税関様式T第 1380 号)を税関に提出してください。

貨物が輸出された後、輸出済みの旨を記載した輸入許可書等を交付しますので、交付の日から1月以内に輸入地を管轄する税関に対して、交付された輸入許可書等及び「再輸出減免税貨物の輸出の届出書」(税関様式T第1385号)に必要事項を記入して提出してください。

なお、輸入された貨物が、再輸出期間内(1年)に輸出されない場合や、他の用途に供される場合は、免除された関税等を納付して頂くこととなりますので、あらかじめ税関に届け出て手続を行ってください。
(関税定率法第 17 条、関税定率法施行令第 31 条~第 39 条)
1610 2/2